



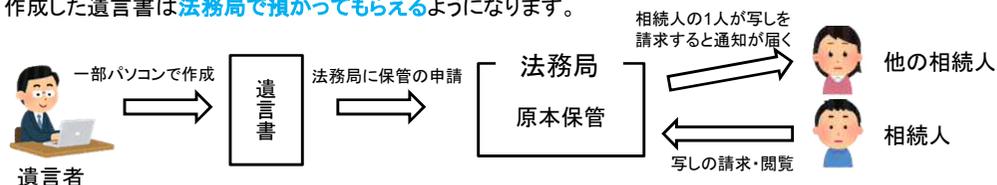
約40年ぶりとなる民法(相続法)の改正が昨年7月に行われ、ちょうど1年後となる、**本年7月より一部を除き改正が適用される**こととなります。(大まかな改正内容とスケジュールは右下を参照下さい。)

そこで今回は、特に重要と思われる**遺言書についての緩和**、**配偶者居住権の創設**、**預貯金債権の仮払制度**、**対抗要件の必要性**の4つのポイントに焦点を当てて簡単にですが説明をさせていただきます。

※詳しい内容・ご相談につきましては各担当者までご連絡いただければと思います。

① 遺言書が作りやすくなります

今までは自筆で遺言書を作成する場合、全ての内容を自筆し、自身で保管しなければなりません。しかし、**改正後は財産目録等の一部の部分に関してはパソコン等で作成することが認められる**ようになり、作成した遺言書は**法務局で預かってもらえる**ようになります。



② 配偶者居住権が新設されます

今までは配偶者が建物を取得しなければ法的には取得した**相続人に拒否をされれば、その建物に住み続けることができないリスク**がありました。そこで今回の改正で『配偶者短期居住権』と『配偶者居住権』という2つの権利を新設することにより配偶者が**建物を取得しなくても、その権利を取得すればその建物に住み続けることができる**ようになります。なおそれぞれの権利の内容は下表の通りになります。

	配偶者短期居住権	配偶者居住権
発生の条件	相続開始の日に『無償』でその建物に住居していること	遺言書・死因贈与・分割等により取得すること
権利の期間	その建物等の分割が終了するまで(最長6ヶ月) ※ 一定の場合にはこの限りではない	遺言書・分割協議書等で定めた期間、または終身
相続税評価	評価額はない(0)	一定の算式により計算する

③ 預貯金を引き出せるようになります

相続が開始した後、今までは、分割が終了するまでは各相続人が遺産である預貯金等を単独で自由に引き出すことはできませんでした。しかし、お金が引き出せない事で相続人が受ける生活上の不利益を一部解消するために、今回の改正により**150万を上限として各相続人が単独で預貯金を引き出すことが可能**となります。

④ 相続登記はお早めに

土地や建物等の不動産等を相続等によって**法定相続分を越えて取得した場合**、今までであれば、相続人が登記を行っていなかったとしても、過去の判例に基づき、第三者よりも優先的に所有権を主張できるケースが多く存在しました。しかし、今回の改正により、遺産について、第三者と所有権等で揉めた際に、**相続登記・名義変更等を行っていない場合にはそれらの財産の所有権等を主張し対抗することができない**こととなります。

そのため、不動産に限らず、**相続により取得した財産は、速やかに相続登記・名義変更をきちんと行い、法的にも自身の物であると主張できるように**しなければならなくなります。

※状況により異なることもございますので、詳しい内容は各担当にお聞き下さいますようお願い致します。

今から40年前、私が2歳の時父が亡くなり相続が発生しました。父とは3年ぐらいいっしょに仕事をしました。事業をきちんと承継することができたかとも心配でした。その時母が全部を継いでくれた。でも今の力量で継いでいくと、いいよ、私がお子で育てたのだからしょうがないやないのと言ってもらいたい心がありました。遺言書はありませんでした。遺産分割の話し合いをしました。

当時は配偶者の法定相続分は遺産総額の三分の一でした。私は当然のように「お母さん、法定相続分で分割しよう」と言いました。何の問題もなく受け入れてもらえたと思っていました。ところが母は少し怒ったようにし、そのあととはとても悲しそうでした。でも結局、法定相続分を分割しました。その後一週忌が終わるまでは私に対する母の態度はよそよそく、それだけで寂しげでした。一週忌が終わった後、母が私に言いました。「この一年、きちんと私が前と同じ生活ができるようにしてくれているので心が穏やかに言うのだけれども、まさかこんなにかわいがっていた息子から法定相続分を分けようと言われるなんて思ってもみなかった。お父さんとお母さんと二人で築いた財産だからみんなお母さんが相続していいよ」と言ってくれたと信じていた。それなので、裏切られた感じがし、とても悲しく寂しかった。でもこうして以前と同じように生活できるようにしてくれているのでその気持ちもだんだん薄らいできたよ。

現在、相続に関するお仕事(税務申告、事前対策、各種相談等)を沢山させて頂いており、各都道府県の母の言葉が頭と心に響いて、お客様に残された配偶者が以前のように暮らしていけるよう考えるのが大切だと感じています。

事業を行っている方の相続で大切なのは、一つは、事業が継続できること、もう一つは残された配偶者が安心して暮らしていけること、この二つが達成できるような分割等を行うことが大切です。

相続にまつわる「相談はいつでもお受けします」とご連絡ください。お待ちしております。

○ 民法改正スケジュール

改正予定年月日	改正項目	できるようになること
2019年	1月13日	自筆証書遺言の要件の緩和 遺言書のうち、財産目録の部分については、署名押印を行えばパソコン等で作成できるようになります。
		配偶者保護のための方策 一定の条件を満たした夫婦が一方に居住用不動産などを贈与した場合、その後開始した相続で各相続人の相続分を決める際にその居住用不動産の贈与は遺産の先渡しとは考えないこととなります。
		預貯金債権の仮払い制度の創設 遺産の分割が終了する前でも、一定の金額を限度として、各相続人が亡くなられた方の預貯金を単独で引き出せるようになります。
	7月1日	遺言執行者の権限の明確化 遺言執行者の権限や責務、法的地位を明らかにし、相続人に通知すべき内容が明文化されます。
		遺留分に関する改正 遺留分の請求については、金銭の支払いでの請求が原則となります。
		共同相続における権利の継承の対抗要件 法定相続分を越えて財産を取得した方に関しては、登記や名義の変更をしなければ第三者に法的に対抗できないこととされます。
2020年		特別の貢献の評価 相続人以外の亡くなられた方の親族(長男の妻など)が亡くなられた方に対し介護等を行っていた場合、一定の要件の下、相続人に金銭請求できるようになります。
	4月1日	配偶者短期居住権の創設 遺産の中に、相続開始時に亡くなられた方の配偶者が居住していた建物がある場合には分割が終了するまでの間は、配偶者は無償で住み続けられるようになります。
		配偶者居住権の創設 配偶者が「配偶者居住権」という権利を遺産分割等で取得する事により、自宅の建物自体を相続せずに自宅に住居し続けられるようになります。
7月10日	自筆遺言書の保管制度の新設 遺言者の住所地等が管轄の法務局に遺言書の保管を申請できるようになります。	

※この他にも改正点がありますが、重要と思われる部分のみ掲載させていただきます。

2019年度新入社員のご紹介

今年度は新卒社員2名と社員税理士1名を新たに迎えました。
今回はそんなフレッシュな3名とそれぞれの趣味をご紹介します!!



すぎもと リク梧
本名 竜一 22歳 神奈川県出身
中国語専攻

趣味: サッカーとラーメン屋巡りです。
サッカーは大学までやっておし、今年4.5回は観戦に行きます。よく観戦するのは川崎フロンターレの試合です。カンパウで試合を観たいです。
ラーメン屋巡りは友人の影響でハマりました。おすすめは金沢の「素とホーグ」です。



けつか まさき
毛塚 真樹 22歳 東京都出身
経営戦略専攻

趣味: 野球経験はありませんが、周りの影響もあり観戦の妨げにはなりました。勝敗の結果を見るだけでも日常に刺激を与えてくれるのが楽しみです。応援しているのは横浜DeNAベイスターズです。
カラオケはボイストレーニングに通っていたほどで、今でもよく行きます。ONE OK ROCKが得意です。



こいけ やすお
小池 康夫 54歳 東京都出身
法人税専門

趣味: 車と音楽(ロック)とゴルフです。ロードスターとインプレッサに乗っています。
音楽は聴くのも好きですが自分でバンドを組んでいて、QUEENのライブエイドをやろうと練習中です。楽器はギターで、フライアンプモデルを使用しています。ゴルフは今のところ最高が114で、今年目標は100にすることです。



さいとう税理士法人
さいとう経営センター株式会社
サンガ行政書士法人
株式会社サンガアソシエイツ
株式会社ベネフィックス エフピー